

# 平成17年度法務省事後評価結果の政策への反映状況報告書

平成18年10月  
法務省

# 総括表

平成18年9月1日現在

## 1 事業評価方式を使用する政策（2政策）

政策の名称	法令の立案制定・改廃へ反映	予算要求へ反映	機構・定員要求へ反映	備考
行刑施設における効果的処遇に関する総合的研究	-	-	-	
保護司の活動実態と意識に関する総合的研究	-	-	-	

## 2 実績評価方式を使用する政策（27政策）

政策の名称	法令の立案制定・改廃へ反映	予算要求へ反映	機構・定員要求へ反映	備考
登記事務のコンピュータ化	-		-	
外国法事務弁護士の在り方	-		-	
債権管理回収業の監督	-		-	
人権侵犯事件の適正な調査・対応	-			
人権相談の充実	-		-	
人権啓発活動の推進	-		-	
総合法律支援体制の整備について				
被害者等通知制度の適切な運用	-		-	
検察広報の積極的推進	-			
捜査における通訳の適正の確保	-		-	
矯正職員に対する研修の充実強化	-		-	
矯正施設における職業教育の充実強化	-		-	
矯正施設における教育活動の推進	-			
民間との協働による犯罪者の更生	-		-	
行刑施設における過剰収容の緩和	-		-	
行刑行政の透明性の確保	-	-	-	
更生保護活動の推進	-		-	
公共の安全の確保に寄与するための業務の実施				
外国人の円滑な受入れ				
好ましくない外国人の排除				
国の利害に関係のある訴訟の追行	-			
広報活動の推進	-		-	
行政手続のオンライン化	-	-	-	
女性職員の採用・登用拡大の推進	-	-	-	
外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力	-	-	-	
国際連合に協力して行う研修、研究及び調査の推進	-		-	
法制の維持及び整備に関する国際協力の推進	-		-	

## 3 総合評価方式を使用する政策（1政策）

政策の名称	法令の立案制定・改廃へ反映	予算要求へ反映	機構・定員要求へ反映	備考
オウム真理教対策	-		-	

# 評価結果の政策への反映状況一覧表

平成18年9月1日現在

## 1 事業評価方式を使用する政策

政策の名称	評価の概要	評価結果に基づく措置状況	備考
<p>行政施設における効果的処遇に関する総合的研究</p>	<p>今後の行刑施設における処遇施策企画・立案のための基礎資料とするため、統計資料に基づき、受刑者の年齢、国籍、罪名、刑期、入所度数等の様々な属性について動向を分析し、最近の受刑者の質的变化について分析を行ったほか、受刑者の刑期分布、仮釈放率、刑の執行率等のデータを利用して、今後数年間において予測される受刑者数の変動についてシミュレーションを行った。また、高齢受刑者、外国人受刑者等の集禁施設の処遇担当者から実情を聴取するなどして、処遇に困難を伴う受刑者の処遇上の課題について調査を行った。これら調査の結果は、平成16年版犯罪白書に掲載した。さらに、アメリカ等への出張により収集した資料に基づき、拘禁代替策、早期釈放制度の運用状況、それら施策の過剰収容緩和策としての効果等に関して調査を行い、現在、その調査結果を研究部報告として取りまとめ、活用を図る予定である。</p> <p>本研究は、処遇の現状を総合的に分析し、非常に価値の高いデータが得られている。また、成果の一部が平成16年版犯罪白書に掲載され、実務にも生かされており、実務レベルでも学問的なレベルでも極めて価値の高い、有意義な研究であったと評価できる。</p>	<p>【今後の予定】</p> <p>本研究については所期の成果が得ることができたので、今後計画する研究についても、同様の結果が得られるよう努力していく。</p>	
<p>保護司の活動実態と意識に関する総合的研究</p>	<p>伝統的に社会内処遇に対して積極的にボランティアを活用しているカナダ及び日本の保護司制度に類似した制度を有するシンガポールにおいて、刑事政策にかかわるボランティア及び保護司に関する実地調査を行い、その成果は、研究部報告として取りまとめる予定である。さらに、これら成果は、平成19年度以降に実施を予定している「社会内処遇に関する総合的研究」の基礎資料として活用する予定である。</p> <p>なお、諸外国の実地調査は、平成15年度から16年度にかけて実施した「保護司の活動実態と意識に関する調査」の調査結果を踏まえたものである。</p> <p>本研究は、日本の保護司に関する実態調査を踏まえ、諸外国の社会内処遇におけるボランティアの活用の在り方や類似の制度を有する国の実情等について実地調査を行い、今後の保護司の活動や保護司制度の在り方そのものを検討する上で、有用な資料が得られており、有意義な研究であったと評価できる。</p>	<p>【今後の予定】</p> <p>本研究については所期の成果を得ることができたので、今後計画する研究についても同様の結果が得られるよう努力していく。</p>	

## 2 実績評価方式を使用する政策

政策の名称	評価の概要	評価結果に基づく措置状況	備考
登記事務のコンピュータ化	<p>不動産については、平成17年度末時点で約86%の移行が完了した。直近2年間の移行実績を維持すれば、平成19年度末までに、全国の登記情報の電子化が完了する見込みであり、本事業は予定どおり進捗していると評価できる。</p> <p>商業・法人については、平成17年度末時点で98%移行が完了した。移行未了となった2%は、登記所の統廃合が予定されているものであることを勘案すると、おおむね登記情報の電子化を完了し、指標の目標は達成したと評価できる。</p> <p>登記情報の電子化移行の進捗により、他の登記所が管轄する登記物件の証明書を取得できる登記所が、平成16年度の499か所から同17年度には542か所に拡大するとともに、登記所に赴くことなくアクセスすることのできる登記情報も約2,160万筆個分増加し、登記情報を利用する国民の利便性を増すという観点からも有効であると認められる。</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>《予算概算要求》</p> <p>電子政府の実現を始めとするネットワーク社会形成の基礎として有効な施策であるという評価結果を踏まえ、登記所等システム実施経費（移行計画立案実施）について引き続き予算要求することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登記所等システム実施経費（移行計画立案実施） <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度概算要求額 9,762,867千円</li> <li>（平成18年度予算額 18,061,957千円）</li> </ul> </li> </ul> <p>《その他》</p> <p>平成18年4月1日から同年9月1日までに、全国の登記情報のうち、総不動産筆個数の約3%、総会社・法人数の約1%についてコンピュータ化を行った。また、他の登記所が管轄する登記物件の証明書を取得できる登記所が、5か所増加するとともに、登記所に赴くことなくアクセスすることのできる登記情報も約810万筆個分増加した。</p> <p>【今後の予定】</p> <p>平成19年度末までに登記情報の電子化を完了させることを達成目標として、登記事務のコンピュータ化を計画的に進めることとしている。</p>	
外国法事務弁護士の在り方	<p>平成17年度の外国法事務弁護士の現登録者数は、前年度の236人から2.1%増加して241人となった。昨年度の10.8%増と比較して微増ではあるが、現登録者数は着実に増加しており、外国法事務サービスの供給量が増加し、結果として国内外のニーズに応えるものとなったと評価することができる。</p> <p>また、承認取消者数ゼロを維持することができたことは、これまでの資格審査事務が適正であったことを示すものであるとともに、登録後も外弁法施行規則第9条第2項に定められている外国法事務弁護士の承認基準を維持しているか等につき、2年ごとに一定事項の報告を求める2年次報告書等によりその業務内容を把握することに努めてきた成果であり、外国法事務弁護士の質を保ちながら数を増やすという達成目標を達成する結果となった。よって、基本目標である「国民等が享受する外国法事務サービスの向上」に貢献し、したがって、本施策の有効性が認められる。</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>《予算概算要求》</p> <p>基本目標である「国民等が享受する外国法事務サービスの向上」に貢献し、有効な施策であったという評価結果を踏まえ、外国法事務弁護士制度運営について引き続き推進することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国法事務弁護士制度運営経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度概算要求額 27,919千円</li> <li>（平成18年度予算額 26,930千円）</li> </ul> </li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <p>平成17年4月の改正外弁法の施行後の適正な制度運営及び運用状況把握に努め、さらなる制度整備の必要性について検討する。</p>	

政策の名称	評価の概要	評価結果に基づく措置状況	備考
債権管理回収業の監督	<p>債権管理回収業の許可審査件数、債権回収会社に対する立入検査の実施率及び債務者に対する回収状況ヒアリングの実施件数がいずれも増加して、債権回収会社に対する監督が適切かつ効率的に行われた結果、債権回収会社に対する苦情率が減少したほか、立入検査で指摘した事項の改善も適切に行われており、業務改善命令等の行政処分は皆無であるなど、債権回収会社の適正業務が確保されたことにより、債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するとともに、暴力団等反社会的勢力の参入を排除するという所期の目的を達成し、債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正が確保されたことから、本施策は有効であったものと認められる。</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正が確保されたという評価結果を踏まえ、債権管理回収業の監督について引き続き推進することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>債権回収監督制度運営経費 平成19年度概算要求額 23,290千円 (平成18年度予算額 32,796千円)</li> </ul> <p>【今後の予定】 引き続き、債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正を確保するための取組を進める。</p>	
人権侵犯事件の適正な調査・対応	<p>平成17年中の人権侵犯事件の取扱（処理）総数は対前年比1,615件増の23,994件となっており、そのうち、女性を被害者とするものは7,380件であり、前年より401件増加している。その内訳は、暴行・虐待3,353件、強制・強要3,076件、セクシャルハラスメント598件などとなっている。また、子どもを被害者とするものは2,139件であり、前年と比較すると169件増加している。その内訳は、暴行・虐待486件、強制・強要164件、いじめ（注）・体罰等 1,486件などとなっている。インターネットに関する人権侵犯事件は289件であり、前年度より71件増加している。</p> <p>以上の結果、本施策の達成度を測る三つの指標のすべてにおいて、前年数を上回っていたので、施策の目標は達成できたと評価できる。 （注）「いじめ」とは、いじめに対する学校側の不適切な対応等の事案であり、いじめを行った本人を相手方とするものではない。</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 人権侵害による被害者の実効的な救済を実施するため、人権侵犯事件調査処理活動を拡充することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人権侵犯事件調査処理活動 平成19年度概算要求額 64,637千円 (平成18年度予算額 36,794千円)</li> </ul> <p>《定員要求》 人権侵犯事件の増加に伴い、人権侵害による被害者の実効的な救済を実施するため、6人の増員を要求した。</p>	
人権相談の充実	<p>人権相談数の増減に対し、専用相談電話制度および特設相談所制度の周知のみが直接影響を及ぼすものではないが、「子どもの人権110番」については、相談件数が増加しており、積極的に周知を行うことによって、他人に悩みを相談することをちゅうちょしがちな子どもにも、気軽に相談することのできる環境を設定・提供することができ評価することができる。</p> <p>これに対し、「女性の人権ホットライン」及び「外国人のための人権相談所」における相談件数が減少していることに照らすと、人権相談体制を整備しているにもかかわらず、その存在及び対応内容が十分に周知されていないおそれがある。</p> <p>達成目標の達成度を3つの指標により測定したが、そのうち2つの指標で目標値を達成しておらず、部分的には有効であったものの、全体としては十分に有効であったとは認められない。</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 人権相談活動の周知・充実を図るとともに、さらに利用しやすい相談体制を構築することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般人権相談活動 平成19年度概算要求額 30,101千円 (平成18年度予算額 24,968千円)</li> <li>女性の人権相談活動 平成19年度概算要求額 34,716千円 (平成18年度予算額 22,721千円)</li> <li>子どもの人権相談活動 平成19年度概算要求額 4,810千円 (平成18年度予算額 4,864千円)</li> </ul>	

政策の名称	評価の概要	評価結果に基づく措置状況	備考
	<p>人権侵害事件が増加していることを考えると、人権相談体制が社会にとって必要であることは明白であるが、女性、外国人の相談件数がなぜ増加しないのか、相談体制の周知方法、相談体制に対する不安の払拭などについて問題がないのか等について検討を行い、それらを基に、よりいっそう相談しやすい環境の構築に努力し、潜在化している人権侵害事件を掘り起こすとともに、相談を通じて相談者が抱えている人権侵害問題の解決を図るため、引き続き本施策の推進を図ることが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人の人権相談活動 平成19年度概算要求額 9,600千円 (平成18年度予算額 9,600千円)</li> </ul>	
<p>人権啓発活動の推進</p>	<p>人権啓発活動ネットワークについて、全市町村数に占める参加市町村数の割合を比較すると、平成16年度末では70.6%だったものが平成17年度末には82.1%に上昇しており、人権啓発活動ネットワークが拡充されたと評価することができる。</p> <p>全国中学生人権作文コンテストについては、全中学生数に対する応募者数の割合は21.2%であり、前年度の20.5%を上回っている。また、全中学校数に対する応募中学校数の割合は51.1%であり、前年度の47.6%を上回っており、全国中学生人権作文コンテストの参加者がより多くなったと評価することができる。</p> <p>このように、人権啓発活動ネットワークの整備が着実に進捗することにより、国や地方公共団体等が連携協力して行う啓発事業が充実するとともに、昨年度以上に多くの中学生に、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうよい機会を提供することができ、本施策は人権の尊重に対する理解を深めるために有効であったと認められる。</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 人権尊重に対する理解を深めるために有効であったという評価を踏まえ、人権啓発活動ネットワーク関係経費及び全国中学生人権作文コンテスト関係経費を拡充することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人権啓発活動ネットワーク関係経費 平成19年度概算要求額 1,303,439千円 (平成18年度予算額 828,191千円)</li> <li>全国中学生人権作文コンテスト 平成19年度概算要求 80,990千円 (平成18年度予算額 76,858千円)</li> </ul> <p>【今後の予定】 平成19年度末までに、全国の市町村に地域人権啓発活動ネットワークを構築する。 平成18年度に第26回全国中学生人権作文コンテストを実施する。</p>	
<p>総合法律支援体制の整備について</p>	<p>平成16年11月以降、全国の地方裁判所本庁所在地がある50か所において、日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の地方事務所の設立準備を支援することを目的とした地方準備チームを設置した。また、平成17年3月から同18年3月までに全国50地域において、既存の相談窓口を有する機関・団体との連携・協力関係を構築するための地方協議会を各2回、計100回開催した。</p> <p>このように、支援センターが全国各地において業務を遂行していくに必要不可欠な地方の実情を反映する連携・協力体制の構築を図るとともに、法務本省においても、中央レベルによる関係機関・団体との協議・調整を重ね、支援センターの平成18年度設立・業務開始に向けた各種準備作業を鋭意進めてきたところであり、支援センターの設立・業務開始を含めた平成17年度における総合法律支援体制の整</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《法令の立案制定》 平成18年7月28日、総合法律支援センターの業務開始日（平成18年10月2日）に関する「総合法律支援法の一部の施行期日を定める政令」を公布した。</p> <p>《予算概算要求》 支援センターの設立・業務開始に向けた平成17年度における総合法律支援体制の整備が十分に図られたという評価結果を踏まえ、引き続き、支援センターの組織・運営の在り方を含む総合法律支援の実施及び体制の整備を推進していくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合法律支援センター運営費を含む総合法律支援に必要な経費 平成19年度概算要求額 21,409,807千円</li> </ul>	

政策の名称	評価の概要	評価結果に基づく措置状況	備考
	<p>備は十分に図られたものと評価でき、本施策に対しては有効であったといえる。</p>	<p>(平成18年度予算額 12,718,863千円)</p> <p>《定員要求》 総合法律支援の実施及び体制の整備の推進に関する要員の要求(時限延長) 4人</p> <p>《その他》 平成18年4月10日、日本司法支援センター設立</p> <p>【今後の予定】 総合法律支援に関することを所掌する法務省として、引き続き、支援センターの組織・運営の在り方を含む総合法律支援の実施及び体制の整備を推進していくものとする。</p>	
<p>被害者等通知制度の適切な運用</p>	<p>平成17年においては、46,953名から通知希望があり、延べ80,426件の情報を通知した。また、通知を希望していた被害者等に通知しなかった数は64名であり、その理由の中で最も多いものは、通知対象者の転居等通知不能の場合であり、そのほかの理由としては、新たな紛争又は事件を誘発するおそれがあるため通知することが相当でないと検察官が判断した場合等であり、通知希望に対して適切に対処している。</p> <p>本年も昨年に引き続きパンフレット及び法務省ホームページ等で被害者を始めとする国民に本制度を知らせている。</p> <p>検察官等においては、本制度の実施要領に基づき、被害者その他刑事事件関係者に対し、取調べ等を実施したときなどに通知希望の有無を確認し、通知希望者に対しては、通知することが相当でないと認められた場合等を除き、刑事事件の処分結果等の情報を通知しており、目標はおおむね達成できたことから、本施策について、有効性が認められる。</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>《予算概算要求》 通知希望に対し適切に対処しており、本施策は有効であるという評価結果を踏まえ、犯罪被害者等事件処理結果等通知について引き続き推進することとした。また、被害者等に対し更に本制度を広く知らせて、刑事司法手続に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得るため、犯罪被害者用パンフレット作成等について引き続き推進することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等事件処理結果等通知経費 平成19年度概算要求額 6,434千円 (平成18年度予算額 6,588千円)</li> <li>・犯罪被害者用パンフレット作成等経費 平成19年度概算要求額 45,587千円 (平成18年度予算額 42,618千円)</li> </ul> <p>【今後の予定】 引き続き被害者等通知制度の適切な運用に努める。</p>	
<p>検察広報の積極的推進</p>	<p>検察庁において、移動教室、出前教室、刑事裁判傍聴等を中心に様々な検察広報活動が、小学生から一般に至る幅広い層に3,009回実施され、また参加人数は18万8,743人であることから、前年に比較して、実施回数は約4.1倍、参加人数は約6.7倍に増加しており、達成目標である広報活動の実施回数対前年度増が達成されたことが認められる。</p> <p>広報活動の実施状況についても、全国の検察庁において、多岐にわたる内容及び手段を用いて、幅広い層の多数の国民に情報を提供する</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>《予算概算要求》 検察庁における広報が国民に対して実施され、本施策は有効であるという評価結果を踏まえ、より効率的で効果的な検察広報活動を行うため、検察庁の組織、機構、業務、刑事事件の流れを分かりやすく説明した検察広報用パンフレットの作成について予算要求することとした。</p> <p>また、本施策は有効であるという評価結果を踏まえ、さらに幅広い世代、地域に対し広報活動を推進していくため、広報対象に合わせた視覚に訴える資料</p>	

政策の名称	評価の概要	評価結果に基づく措置状況	備考
	<p>努力をしており、ホームページの継続的運用や検察広報官の増設などと相まって、より効率的で効果的な検察広報活動が行われた。</p> <p>以上のことから、幅広い層の国民に対し、検察の役割や刑事司法に関する広報活動は実施され、「検察に対する国民の理解を深め、国民の信頼を高めること」に向けて、着実に推進していると考えられ、本施策について有効性、効率性が認められる。</p>	<p>を使用した広報活動を行うための機器等の整備について、予算要求することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検察広報活動経費（新規） 平成19年度概算要求額 16,011千円</li> </ul> <p>《機構要求》 評価結果を踏まえ、平成19年度機構要求において、地方検察庁における検察広報官の増設を要求した（水戸・静岡・岡山各1人）。</p>	
<p>捜査における通訳の適正の確保</p>	<p>平成17年7月に2日間にわたり、全国の地方検察庁から推薦された通訳人50名が参加する通訳人セミナーを開催し、ベテランの通訳人による講義、外国人がかかわる事件の捜査・公判を担当している検察官による講義、検察官による刑事手続法や刑事実体法の講義及び裁判員制度についての説明を行うことにより知識の習得を図るとともに、通訳人が立ち会う実際の裁判の傍聴や通訳人と検察官との意見交換を行い、情報収集の場を設けた。事後アンケートの結果により、捜査に必要とされる知識、公正・中立な通訳を行うための心構えが修得され、通訳人としての資質の向上に資することとなったことが確認できており、達成目標はおおむね達成できたので、基本目標の達成について、本施策は有効性が認められる。</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 通訳人セミナーを実施し、通訳人としての資質の向上に資することが確認され、本施策が有効であるという評価結果を踏まえ、通訳人セミナーの開催について引き続き推進することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通訳問題協議会開催経費 平成19年度概算要求額 8,011千円 (平成18年度予算額 8,011千円)</li> </ul> <p>【今後の予定】 本施策によって通訳人の捜査に必要とされる知識、公正・中立な通訳を行うための心構えが修得され、通訳人としての資質の向上に資することとなったことが確認できており、今後、カリキュラムを一層工夫するなどし、来年度も継続して通訳人セミナーを開催し、施策の充実を図ることとしたい。</p>	
<p>矯正職員に対する研修の充実強化</p>	<p>平成17年度に実施した人権研修については、非暴力的危機介入法インストラクターとして116人を育成し、各刑事施設（74庁）等において、自庁研修として計3,274人（修了者数）の職員に対し非暴力的危機介入法研修を実施した。同年度における非暴力的危機介入法インストラクター数については、対前年度比で、約20.8パーセントの増加であり、相当の成果があったものと評価できる。また、同年度における非暴力的危機介入法研修の修了者数については、対前年度比で、約93.3パーセントの増加であり、多大な成果があったものと評価できる。</p> <p>平成17年度における矯正施設での事例研究・ロールプレイング研修の実施率は、約99.4パーセントであり、平成17年度に未実施であった1庁においては、平成18年5月に同研修を実施した。</p> <p>以上のとおり、指標の目標値については、ほぼ達成できたと評価できる。受刑者の人権を尊重した処遇が実施されるかどうかは、長期的にその効果を見定めていく必要があるところ、少なくとも、人権を尊重した処遇を実施するための素地を固めるための施策として、有効性</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 民間プログラムによる行動科学的な視点を取り入れた実務に即した研修（非暴力的危機介入法）等の人権研修が効果的かつ効率的であったという評価結果を踏まえ、人権研修体制の充実強化について引き続き推進することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人権研修体制の充実強化 平成19年度概算要求額 29,299千円 (平成18年度予算額 29,299千円)</li> </ul> <p>《その他》 人権教育の推進を平成18年度矯正運営の重点施策の一つに掲げ、さらに、刑事施設長協議会において、矯正局長から職員研修、特に人権研修等の充実について指示するとともに、矯正研修所において、刑事施設の間際監督者に対し、非暴力的危機介入法のインストラクターの資格を取得させる研修を実施し、インストラクター育成の拡充を図った。</p> <p>【今後の予定】</p>	



政策の名称	評価の概要	評価結果に基づく措置状況	備考
	及び効率性が認められるところである。	<p>矯正施設において、育成の拡充を図ったインストラクターによる非暴力的危機介入法の自庁（職場内）研修を実施し、受講者数の拡大に取り組む。</p> <p>さらに、自庁研修用人権研修資料（矯正施設内での様々な事象をもとにした事例研究、ロールプレイング等その内容としている。）を全矯正施設に対し配布し、同資料を教材として活用した自庁研修を実施する。</p> <p>これら研修の充実強化に取り組み、矯正施設に勤務する職員の一層の人権意識の向上に努め、引き続き被収容者の人権を尊重した処遇の推進を図る。</p>	
矯正施設における職業教育の充実強化	<p>職業訓練の新規開設及び既存の職業訓練の拡充を図った結果、職業訓練の受講者数は、前年度を56名上回っており、受刑者に対し、職業訓練の受講機会を広く与えていると評価できるところ、職業訓練受講率については、前年度を0.1ポイント下回る結果となった。これは、平成17年度末日における受刑者数が69,840名と、前年度末日に比べ、3,619名増加（対前年度比105.5パーセント）したことが原因であると考えられる。</p> <p>また、民間の雇用情勢に応じた職業訓練の新規開設及び既存の職業訓練の拡充を図った結果、前年度よりも、他業種に比べて高い欠員率が認められる産業に関係の深い職業訓練を実施することができ、資格・免許の取得者数は前年度を大幅に上回る2,530名（前年度比111.4パーセント）となり、また、資格・免許の取得率も前年度を2.7ポイント上回り、効果的に職業訓練受講者に資格、免許等を取らせることができた。</p> <p>以上のとおり、本施策については、職業訓練受講率の若干の低下はあったものの、職業訓練の受講者数・修了者数そのものについては増加し、また、資格・免許取得率の増加も見られたことから、総じて有効であったものと評価できる。</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>《予算概算要求》</p> <p>職業訓練受講率の若干の低下はあったものの、職業訓練の受刑者数・修了者数そのものについては増加し、また、資格・免許の取得率の増加も見られたことから、本施策については、総じて有効であったと認められるとの評価結果を踏まえ、現下の過剰収容下において実施でき、かつ、就労に直結するような訓練種目の企画・立案を行い、受刑者の社会復帰に資する職業訓練を実施することができるよう、矯正施設における職業訓練の充実強化について引き続き推進することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業訓練実施経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度概算要求額 240,845千円</li> <li>（平成18年度予算額 258,372千円）</li> </ul> </li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <p>労働需要に関する情報を収集・分析し、現下の過剰収容下においても実施可能で就職に有利となる職業訓練種目の企画立案を行い、社会復帰に資する職業訓練の積極的な実施を図る。</p>	
矯正施設における教育活動の推進	<p>平成17年度中に策定された性犯罪者処遇プログラムは、性犯罪者処遇プログラム研究会において検討され、構成員の専門領域である精神医学、心理学等のほか、刑事司法制度、矯正施設等の現状を踏まえた上で、関係者からのヒアリング、海外視察等を経て策定されたものである。</p> <p>その内容は、欧米諸国における実証研究により効果が認められている認知行動療法を基礎とし、リラプス・プリベンション技法等を活用したものであり、対象者の再犯リスクや処遇ニーズに応じたプログラムとなっている。本プログラムは、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行により、改善指導の一つとして受刑者に義務化することができることとされており、また、社会内処遇とも一貫性を持つ内容となっていることから、平成18年度から、20庁の刑事施設にお</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>《予算概算要求》</p> <p>平成17年度に策定された性犯罪者処遇プログラムについては、平成18年度からの実施に向けて相応の効果が期待できるとの評価を踏まえ、より効果的かつ実効性のある運用とするため、指導職員及び処遇調査職員の育成等を図るための経費について、平成19年度の概算要求に盛り込んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・矯正処遇充実経費（性犯罪者処遇充実強化の経費） <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度概算要求額 88,903千円</li> <li>（平成18年度予算額 84,383千円）</li> </ul> </li> </ul>	

政策の名称	評価の概要	評価結果に基づく措置状況	備考
	<p>いて実施するに当たり、相応の効果が期待できるものであり、その点において、本施策については有効性が認められる。</p>	<p>《定員要求》 平成17年度に策定された性犯罪者処遇プログラムについては、平成18年度からの実施に向けて相応の効果が期待できるとの評価を踏まえ、より効率的かつ実効性のある運用とするため、改善指導業務担当職員12人（教育専門官6人・調査専門官6人）の増員について、平成19年度定員要求に盛り込んだ。</p> <p>【今後の予定】 性犯罪者処遇プログラム指導職員の育成、指導力強化のための研究会、処遇効果の検証データ蓄積のための再調査、外部専門家から適切な助言を得るための処遇状況モニタリングシステム（指導状況を別室から遠隔操作により観察することのできる録画、録音装置）の整備を実施する予定である。</p>	
<p>民間との協働による犯罪者の更生</p>	<p>民間委託の推進により、総務部及び処遇部における職務分担を見直し、職員を被収容者の処遇に直接携わる配置箇所に再配置することができた。処遇部門においては、警備及び処遇、教育等の実施に係る職員配置が改善されたことで、被収容者の円滑な社会復帰に向けた各種指導の充実が図られ、被収容者処遇が向上した。</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 民間委託の推進により、職員を被収容者処遇に直接携わる配置箇所に再配置することで、被収容者処遇の向上が図られたという評価結果を踏まえ、なお継続する行刑施設の過剰収容下において、収容関係業務の大幅な増加に伴う職員の過重負担を解消し、被収容者処遇の質の向上等、矯正施設の適正な運営を確保するため、民間活力を活用した矯正業務のアウトソーシングを推進し、民間委託の拡大を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・矯正業務のアウトソーシングの推進 平成19年度概算要求額 3,437,233千円 （平成18年度予算額 2,846,575千円）</li> </ul>	
<p>行刑施設における過剰収容の緩和</p>	<p>平成16年度末の刑事施設における収容人員は77,076人（受刑者66,212人）であったところ、平成17年度末は79,705人（受刑者69,841人）と、2,629人（受刑者3,629人）増加し、過剰収容対策として収容能力拡充のための収容棟等増築工事等を実施した結果、収容定員を76,043人（受刑者58,906人）から77,953人（受刑者60,712人）と、1,910人（受刑者1,806人）増加させることができたものの、収容率は101.4%（受刑者112.4%）から102.2%（受刑者115.0%）と0.8ポイント（受刑者2.6ポイント）増加している。</p> <p>収容率が増加した原因は、平成17年度中に工事が完成する予定であった増築等工事のうち、大雪などの悪天候等により、完成時期が平成18年度にずれ込んだ工事があったためであり、これらは平成18年度中には完成する見込みである。</p> <p>これらが完成すれば収容定員は5,447人（受刑者5,447人）増加し、平成17年度末の収容人員が変わらなると仮定すると、収容率は95.6</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 収容能力拡充のための収容棟等の増築は有効性が認められるという評価結果を踏まえ、刑事施設の過剰収容対策を中心とした矯正施設の整備について、PFI手法による施設整備をも含めて、引き続き推進することとした。（国庫債務負担歳出化額要求：美祢社会復帰促進センター（19年度）、国庫債務負担限度額要求：島根あさひ社会復帰促進センター（18年度））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌刑務所等の整備 平成19年度概算要求額 20,945,614千円 （平成18年度予算額 13,276,761千円）</li> </ul>	

政策の名称	評価の概要	評価結果に基づく措置状況	備考
	<p>%（受刑者105.6%）となり、平成16年度末の収容率と比較すると5.8ポイント（受刑者6.8ポイント）減少することになる。</p> <p>平成17年度中の増築工事等の工事遅延は、気象条件等の不可抗力によるやむを得ない事情であり、これらが予定どおり完成していれば収容率は減少することになり、行刑施設の過剰収容は確実に緩和されていたものと推測され、行刑施設の過剰収容対策として、収容能力拡充のための収容棟等の増築は有効性が認められる。</p>		
<p>行刑行政の透明性の確保</p>	<p>公開・開示する行刑関連情報の項目数については、前年度と比較して1項目増となり、過剰収容の状況が新聞報道されることも多くなっている。</p> <p>一般市民を含む施設見学・広報等については、前年度と比較して実施回数3回増、延べ人数10,384人増となった。各行刑施設における広報を目的とした施設見学は、近隣住民や地元記者クラブ所属の報道関係者等に案内状を送付したり、広報誌に掲載し広く希望者を募る方法により実施しており、特に報道関係者を対象とした広報見学会を実施した場合には、その様子が新聞報道されるなどしている。</p> <p>行刑施設の活動に協力・参加した民間外部協力者の延べ数については、前年度と比較して若干減少しているものの、おおむね昨年度同様の水準を維持することができた。</p> <p>以上のとおり、各指標については、前年度より向上した数値又は前年度と同レベルの数値を確保することができ、その効果が新聞報道の内容にも見られるなど、本施策は行刑行政に対する国民の理解を得ることに資する有効な施策であったと評価することができる。</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>公開・開示する行刑関連情報の項目数の増加により、過剰収容の状況が新聞報道されることも多くなるなど、行刑行政に対する国民の理解・関心が深まったという評価結果を踏まえ、平成18年6月16日付け矯正局総務課長事務連絡「管内処遇情報等の定期的な公表の実施要領について」を發出し、公表する情報の内容に、不服申立件数として、「審査の申請」、「再審査の申請」、「矯正管区長に対する事実の申告」及び「法務大臣に対する苦情の申出」の件数を追加した。</p>	
<p>更生保護活動の推進 基本目標1： 保護観察対象者が改善更生する。</p>	<p>社会参加活動については、基準年次である平成15年と比較すると、活動場所の数はやや減少しているが、これは社会参加活動参加者のおよそ8割を占める保護観察処分に付された少年（交通事件を除く）の新規受理人員数合計が減少していることが影響しているものと思われる。しかし、社会参加活動実施庁に対する調査では、肯定的な感想がほとんどであり、社会参加活動は保護観察対象者の社会適応の向上についてはその改善更生につながっていると考えられることから、本施策は有効である。</p> <p>また、類型別処遇については、覚せい剤事犯対象者に対する簡易尿検査が活発になされた。保護観察終了時成績「良好」の占める割合は平成15年に比べて向上しており、有効性が認められる。また、成人性犯罪等対象者に対する処遇プログラムについては、矯正局と連携して平成17年度中にプログラムを策定した。</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>《予算概算要求》</p> <p>社会参加活動が保護観察対象少年の改善更生につながっているという評価結果を踏まえ、社会福祉施設における奉仕活動等の社会参加活動を引き続き推進することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会参加活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度概算要求額 10,695千円</li> <li>（平成18年度予算額 12,175千円）</li> </ul> </li> </ul> <p>保護観察類型別処遇の一環として、覚せい剤事犯対象者に対する簡易尿検査が活発に実施され、有効性が認められたとの評価結果を踏まえ、簡易尿検査について引き続き推進することとした。また、成人の性犯罪等対象者に対する処遇プログラムについても引き続き推進することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護観察処遇の充実強化対策</li> </ul>	

政策の名称	評価の概要	評価結果に基づく措置状況	備考
	<p>平成17年の保護観察終了者に占める無職者の割合は、平成15年と比較すると減少傾向を示しており、就労指導の充実により保護観察対象者の就業が改善しつつあることがうかがわれる。また、全国の協力雇用主数は、前年に比べ被雇用者数が増加していることから、協力雇用主の理解が進んだことによる一定の成果が上がっていると言える。</p> <p>中間処遇実施予定者の選定率は減少しているところ、これは、選定者数は増加してはいるが、調査対象となる長期刑受刑者数がそれ以上に増加し、中間処遇実施予定者の選定事務がこの増加に追いついていない状況にあること、近年の仮釈放審理事件数の増加に伴い、仮釈放審理の準備のための調査の事務負担が増大し、これが中間処遇実施予定者の選定に係る事務処理を圧迫していることなどがその要因として指摘できる。本施策は、生活リズムの確立、金銭管理、求職等の面において、長期刑仮釈放者の社会復帰の促進に一定の効果を有することが認められる。</p>	<p>平成19年度概算要求額 43,009千円 (平成18年度予算額 45,199千円)</p> <p>就労指導の充実が保護観察対象者の就業の改善に効果的であるとの評価結果を踏まえ、就労指導の充実を拡充することとし、更生保護施設入所者の就労を促進するため、更生保護施設の処遇態勢の整備及び就労時の支援を引き続き推進することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護観察対象者に対する就労指導の充実 平成19年度概算要求額 80,845千円 (平成18年予算額 77,776千円)</li> </ul> <p>より合理的・効率的な中間処遇実施予定者の選定方法が必要であるものの、中間処遇実施予定者の選定が、長期刑仮釈放者の社会復帰に一定の効果が認められるとの評価を踏まえ、仮釈放等の審査に必要な経費を要求し、中間処遇実施予定者の効果的な選定を引き続き推進することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間処遇の充実経費 平成19年度概算要求額 63,832千円 (平成18年度予算額 50,033千円)</li> </ul>	
<p>基本目標2： 保護司制度がより活性化される。</p>	<p>保護司の人数は48,688人(平成18年1月1日現在)であり、定数の充足率は92.7%となっている。平成17年が93.2%であることから定数の充足率は微減となっているが、平成16年度から保護司定年制を実施している影響もあり、保護司を確保することが難しくなっている中において、一定の成果を上げていると認められる。</p> <p>また、保護司平均年齢は、わずかながら若くなった。これは、いわゆる保護司定年制を実施したこと等により保護司の高齢化の抑制に取り組んできた成果と考えられる。</p> <p>全保護司のうち女性が占める割合については、漸増傾向にある。広報活動や保護司組織との連携強化等、幅広い層からの保護司確保の取組の成果として女性保護司の比率が向上したものと認められる。</p> <p>以上のとおり、保護司定数の充足率については、保護司定年制を実施した影響もあり若干低下しているが、保護司の平均年齢や女性の占める割合については一定の成果を上げていることから、本施策はおおむね有効であったと認められる。</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 保護司研修教材のテーマ選定及び内容の適切化、保護司研修の充実に努める必要があるという評価結果を踏まえ、保護司に対し、その資質や処遇能力の向上を目指した適時適切な内容の研修を引き続き推進することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護司研修の充実 平成19年度概算要求額 509,749千円 (平成18年度予算額 512,772千円)</li> </ul>	
<p>基本目標3： 犯罪予防活動を助長する。</p>	<p>“社会を明るくする運動”の参加団体数は市町村合併の影響もあり減少が見られ、参加人員も増加した行事がある一方、一部減少した行事も見られたところ、様々な行事の実施により地域住民各層への効果的な働きかけが行われたことが認められた。また、更生保護ボランティア団体に対する研修等の支援については各団体のニーズに応え、効果的に実施された。</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 各種行事内容等の充実に努めつつ、地域住民各層への働きかけに効果的であったとの評価結果を踏まえ、各種行事への参加を促進するための広報活動について引き続き推進することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会を明るくする運動への参加促進させる。</li> </ul>	

政策の名称	評価の概要	評価結果に基づく措置状況	備考
	したがって、本施策はおおむね有効であったと認められる。	<p>平成19年度概算要求額 11,954千円  (平成18年度予算額 11,954千円)</p> <p>更生保護女性連盟、BBS会員等の更生保護ボランティア団体の活動の充実に効果的であったという評価結果を踏まえ、研修・協議会等の内容の充実に努め、その開催を引き続き推進することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>更生保護ボランティア団体の活動を促進する</li> </ul> <p>平成19年度概算要求額 8,039千円  (平成18年度予算額 8,039千円)</p>	
基本目標4：更生保護施設における犯罪前歴者等の社会復帰を促進する。	平成17年度の保護率は、75.1%であり、昨年度(74.9)%から若干の増が認められた。これは委託費の増額により、保護率の増が認められ、更生保護施設の積極的な活用が図られた結果であり、犯罪前歴者等の社会復帰の促進の観点から有効である。	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>《予算概算要求》</p> <p>更生保護施設に対する委託費の充実に図った結果、同施設の保護率が増加し、犯罪前歴者等の社会復帰が促進されたという評価結果を踏まえ、更生保護施設における受入態勢の強化について引き続き推進することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>更生保護施設における受入態勢の強化</li> </ul> <p>平成19年度概算要求額 3,255,366千円  (平成18年度予算額 3,252,187千円)</p>	
<p>公共の安全の確保に寄与するための業務の実施</p> <p>基本目標1：オウム真理教の活動状況を明らかにすることにより公共の安全の確保に寄与する。</p>	<p>オウム真理教(以下「教団」という。)の実態を解明する上で、仮に観察処分がないとすれば、教団の組織、活動の実態、危険性に係る情報は、公安調査官が教団内部の状況を知り得る立場の者から任意で収集し、その真偽等も含めて内容を評価・分析することとなり、時間的・労力的に多大な負担がかかるだけでなく解明が極めて困難になる。一方、立入検査は、公安調査官が教団施設の内部を直接検分できることから、教団の実態把握や教団から徴した報告の真偽を確認する手段として、効率的・有効的な措置であると考え。さらに、立入検査は、教団の危険性の増大と再発防止処分の必要性を適時・的確に把握する上においても効率的・有効的な措置であると考え。</p> <p>このほか、調査結果提供書の記載内容について、提供範囲を拡大したところ、提供先の関係地方公共団体から「施設内部の状況だけでなく教団の活動実態が分かり、地域住民の不安解消に役立った。」などの一定の評価を得ていることから、教団の活動を明らかにする、教団が有している危険性を把握し、その増大を防止する、国民の不安感を解消するという点などから、観察処分の実施を通じたオウム真理教の活動状況に関する調査については、有効性・効率性が認められる。</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>《予算概算要求》</p> <p>教団が将来再び無差別大量殺人行為に及ぶ危険性を有する状況において、教団の活動を明らかにする、教団が有している危険性を把握し、その増大を防止する、国民の不安感を解消するという点などから、観察処分の実施を通じたオウム真理教の活動状況に関する調査については、有効性・効率性が認められるという評価結果を踏まえ、観察処分の実施を中心とした教団に対する調査体制を拡充することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オウム真理教調査の強化</li> </ul> <p>平成19年度概算要求額 85,713千円  (平成18年度予算額 70,830千円)</p> <p>【今後の予定】</p> <p>教団が将来再び無差別大量殺人行為に及ぶ危険性を有しており、また、関係地方公共団体の長からは、教団の活動状況等に関する継続的な調査結果の提供を求められていることから、引き続き、教団に対する調査及び観察処分の厳正な実施に全力で取り組むとともに、関係地方公共団体の長からの調査結果等の提供請求に対して、迅速・的確に対応していく。</p>	

政策の名称	評価の概要	評価結果に基づく措置状況	備考
<p>基本目標 2 : 内外情勢に関する情報を政府機関に提供することにより公共の安全の確保に寄与する。</p>	<p>国際テロ調査においては、調査第二部に国際テロ関係情報の総合的分析及び情報収集の計画・立案を行う国際調査企画官を新設するなど、調査体制の強化を図った。また、本庁における各種会議や外部の有識者との意見交換等を通じて、国際テロや北朝鮮問題等の重要課題に関する現状、情勢認識、課題や今後の対応について協議し、その結果を本庁及び各公安調査局の調査部にフィードバックすることによって、適時・的確な情報収集・分析・評価能力の強化を図った。さらに、官邸を始めとする政府・関係機関との連絡を密に行うなどして、情報二重の把握に努めるとともに、外国情報機関等との緊密な情報交換を行い、更なる関係強化を図った。</p> <p>こうした体制の下、収集・分析した情報については、内容に応じ、特に重要なものは内閣総理大臣や内閣官房長官等に直接報告するとともに、随時に政府・関係機関等に直接あるいは政府部内の各種会議等を通じて報告・提供するなどした結果、提供先からは継続的な情報提供を要請されるなど、一定の評価を得たことから、情報提供の際の迅速性・適時性、提供情報の正確性の確保については、おおむね達成できた。また、情報提供の形態については、専門的な情報は随時、政府・関係機関等へ提供したり、刊行物により配付したほか、必要に応じてホームページに掲載するなどして、情報の質やニーズに応じて適切かつ効率的に情報提供を行った。</p> <p>これらのことから、政府の施策遂行に寄与するための情報収集と適時・的確な情報提供ができたと思料され、本施策は、内外情勢に関する情報を政府機関へ提供することにより公共の安全に寄与するという点で、有効性、効率性が認められる。</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>《予算概算要求》</p> <p>北朝鮮等をめぐる情勢については、「政府の施策遂行に寄与するための情報収集と適時・的確な情報提供ができ、内外情勢に関する情報を政府機関へ提供することにより公共の安全に寄与するという点で、有効性、効率性が認められる」という評価結果を踏まえ、その脅威が急激な高まりを示していることから、我が国の公共の安全の確保により一層寄与するため、北朝鮮・朝鮮総連関連情報の収集体制を拡充することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北朝鮮・朝鮮総連関連情報収集の強化 平成19年度概算要求額 135,758千円 (平成18年度予算額 111,909千円)</li> </ul> <p>国際テロをめぐる情勢については、「政府の施策遂行に寄与するための情報収集と適時・的確な情報提供ができ、内外情勢に関する情報を政府機関へ提供することにより公共の安全に寄与するという点で、有効性、効率性が認められる」という評価結果を踏まえ、我が国に対する国際テロの現実の脅威が高まっていることから、我が国の公共の安全の確保により一層寄与するため、国際テロに関する情報収集・分析体制を拡充することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際・国内テロ等公安情報収集活動の強化 平成19年度概算要求額 180,057千円 (平成18年度予算額 115,220千円)</li> </ul> <p>《機構・定員要求》</p> <p>北朝鮮及び国際テロ等をめぐる情勢については、「政府の施策遂行に寄与するための情報収集と適時・的確な情報提供ができ、内外情勢に関する情報を政府機関へ提供することにより公共の安全に寄与するという点で、有効性、効率性が認められる」という評価結果を踏まえ、その脅威がさらに高まっていることから、我が国の公共の安全の確保により一層寄与するため、平成19年度機構・定員要求において、国際テロ等に関する情報収集・分析体制の充実強化に伴う官職の新・増設並びに北朝鮮・朝鮮総連調査体制の充実強化に伴う公安調査官45人の増員を要求することとした。</p> <p>【今後の予定】</p> <p>北朝鮮及び国際テロ等をめぐる情勢など、我が国の公共の安全に重大な影響を及ぼすおそれのある事象については、今後も、適時・的確に関係機関に情報提供していくことが重要である。そこで、こうした事象に即した調査・分析体制を充実強化し、我が国の公共の安全の確保により一層寄与するための高度情報の獲得に努める。</p>	

政策の名称	評価の概要	評価結果に基づく措置状況	備考
<p>外国人の円滑な受入れ 達成目標 1：専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。</p>	<p>改正入管法により、特区において認められている外国人情報処理技術者及び外国人研究者受入れ促進事業並びにこれに準ずる外国人教授の教育活動等については、在留期間の上限を3年から5年に伸長する特例措置等を全国において実施するための規定の整備を行ったことで、専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑な受入れを図ることができた。</p> <p>また、永住許可要件のガイドラインをホームページに公表し、明確化・透明化等を図り、我が国で長期間活動することを希望する専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑な受入れを図ることができた。</p> <p>さらに、外国人医師、看護師に係る在留資格の基準省令の改正により、新たに我が国への入国を認められる外国人医師、看護師等の範囲が拡大し、医療分野における専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑な受入れを図ることができた。</p> <p>これらの施策は、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れに資することから、国際協調及び国際交流を通じた我が国社会の健全な発展を目指すことについて有効な方策である。</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《法令の立案制定》 平成18年5月24日、「出入国及び難民認定法の一部を改正する法律」が公布され、構造改革特別区域法において在留資格に関する特例措置として規定されている「特定研究活動」、「特定研究事業活動」、「特定研究等家族滞在活動」、「特定情報処理活動」及び「特定情報処理家族滞在活動」並びにこれに準ずる「外国人教授の教育活動」及び「外国人教授の家族滞在活動」を、いずれも入管法の在留資格「特定活動」として規定し、その在留期間の上限については、「3年」を「5年」に伸長することとした。</p> <p>《予算概算要求額》 専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑な受入れには、基準を定める省令の改正等の施策が有効との評価結果を踏まえ、これらの外国人に係る入国在留手続の迅速かつ適正な審査の実現のため、平成19年度概算要求において、専門的、技術的分野の外国人労働者の適正な入国・在留を図るための経費を含む出入国審査経費及び在留資格審査経費を引き続き要求している。</p> <p>なお、次の事業等は、「研修生、技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留の実現」及び「学術・文化面に関わる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現」と同様のものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入国審査経費及び在留資格審査経費 平成19年度概算要求額 1,962,137千円 (平成18年度予算額 1,901,584千円)</li> </ul> <p>《定員要求》 専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な受入れには、入国・在留手続の迅速化等が有効との評価結果を踏まえ、平成19年度定員要求において、出入国審査業務の充実・強化を図るため、18人の増員を、また、在留資格審査業務の充実・強化を図るため、20人の増員をそれぞれ要求している。</p> <p>《その他》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成17年3月31日、我が国で長期間活動することを希望する専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑な受入れを図るため、永住許可要件の「我が国への貢献」に関するガイドラインを策定してホームページで公表し、平成17年7月1日及び平成18年1月1日に事例を追加したほか、平成18年3月31日に「我が国への貢献」に関するガイドラインを改正し、さらに永住許可に関するガイドラインを新設し、永住許可の一般的要件も公表した。今後も関係各方面の意見を聴きながら、改定を行っていくこととしている。</li> <li>・ 平成16年3月から、不法残留等の問題の発生するおそれが少ないなど優良な企業については、在留資格認定証明書交付申請に係る手続の迅速化・簡素化を引き続き実施している。</li> </ul> <p>【今後の予定】 経済産業省が行っている情報処理技術者試験の相互認証の進展を踏まえ、新</p>	

政策の名称	評価の概要	評価結果に基づく措置状況	備考
		<p>たに相互認証された資格等のうち適当と認められるものについて適宜告示をもって追加していくとともに、IT技術分野以外においても、専門的、技術的分野と評価し得る外国人労働者の受入れについて、我が国に有益となる外国人の積極的な受入れを図るための施策を講ずることを検討していく。</p> <p>また、高度人材の移入に資する在留期間の見直しについても、検討していく。</p>	
<p>達成目標2：研修生、技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。</p>	<p>いわゆる「団体監理型」研修に係る受入れ機関の実態調査を積極的に実施して、問題のある機関に対し不正行為認定を行うことにより、研修・技能実習生の適正な入国・在留の実現に努めている。また、特区において、外国人研修生受入れによる人材育成事業により、研修生の人数枠に関して、特例措置を講じているが、本特例措置の適用状況について調査を行うことを通じて、研修生・技能実習生の在留状況についての確かな把握が可能となり、適正な在留を実現するためにも、引き続き実態調査等を行っていく必要がある。</p> <p>さらに、交替制による研修及び再研修に係るガイドライン及び事例を法務省ホームページに公表したことにより、再研修及び交替制研修が認められる基準の周知徹底が図られ、研修制度の適正化を図ることができた。</p> <p>このように、本施策は、研修生、技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留を実現するために有効であったと評価できる。</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>《法令の立案制定》</p> <p>「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の規定に基づき研修を定める件」(法務省告示)が平成18年4月19日、6月28日、7月28日に公布され、また、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の規定に基づき研修を定める件の一部を改正する件」(法務省告示)が同年4月19日、5月31日、6月28日、7月11日、7月28日、8月1日に公布され、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)に従って、法務大臣の承認を得て財団法人国際研修協力機構(以下「JITCO」という。)の推薦を受けて研修生を受け入れてきた研修などで法務大臣が適正と認めるものについては、新たに受入れ機関ごとに個別に法務大臣告示をもって定める場合、受入れ機関が受け入れることができる研修生の人数枠等について特例が認められることとなり、平成18年度以降、合わせて197件の研修を告示した。</p> <p>《予算概算要求》</p> <p>研修生・技能実習生の円滑かつ適正な受入れには、受入れ機関の実態調査を積極的に実施し、研修生・技能実習生の受入れ状況について適正化を図ること等が有効との評価結果を踏まえ、平成19年度概算要求において、研修生、技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留を図るための経費を含む出入国審査経費及び在留資格審査経費を引き続き要求している。</p> <p>なお、次の事業等は、「専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留の実現」及び「学術・文化面に関わる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現」と同様のものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入国審査経費及び在留資格審査経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度概算要求額 1,962,137千円</li> <li>(平成18年度予算額 1,901,584千円)</li> </ul> </li> </ul> <p>《定員要求》</p> <p>研修生・技能実習生の円滑かつ適正な受入れには、入国・在留手続の迅速化等が有効であることから、平成19年度定員において、出入国審査業務の充実・強化を図るため、18人の増員、また、在留資格審査業務の充実・強化を図るため、20人の増員をそれぞれ要求している。</p> <p>《その他》</p>	



政策の名称	評価の概要	評価結果に基づく措置状況	備考
		<p>平成15年10月1日から認めることとした外国人研修生の受入れ人数枠を緩和する特例措置の実施を内容とする構造改革特別区域計画について、平成18年9月1日現在、3件が認定されている。</p> <p>【今後の予定】 受入れ機関及び関係業界等の要望並びに研修生送出国のニーズ等を踏まえ、関係省庁とも協議しつつ、更に適正な研修・技能実習の実施が確保されているか否か実態調査を積極的に行うことにより、研修生、技能実習生の適正な入国・在留を図っていく。</p> <p>また、技能実習に係る現行の在留資格「特定活動」について活動内容が分かりにくいとの指摘もあることから、独立した在留資格を新設するなどを含めた必要な制度改正についても引き続き検討を行い、さらに、研修生の研修期間中に支払われる研修手当は、労働者でないために、「生活上必要な実費の支給」という位置付けとなっているため、これを悪用し、研修生を低賃金労働者として扱う実例があることから、研修・技能実習制度の見直しの中で、実務研修における研修生の法的保護の在り方を検討していく。</p>	
<p>達成目標3： 学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。</p>	<p>「留学」の不法残留者が再び増加傾向にあるなどといった状況を踏まえ、在留資格認定証明書交付申請等について、審査の一層の適正化を図ったほか、教育機関に対し、適正かつ円滑な受入れに当たって留意すべき事項を指導した。</p> <p>また、平成17年度においては、在留資格「留学」に係る基準省令を改正し、特区における特例措置である夜間大学院留学生の受入れ事業を全国において実施した。</p> <p>これらの施策により、学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることに貢献するための施策を講じることができたものと考え、留学生の不法残留者が再び増加傾向にあるなどの状況を踏まえ、関係機関との連携を密にしつつ実態調査を積極的に実施するなど、引き続き厳格な審査を実施していく必要があるほか、受入れ及び受入れ後の在籍管理の在り方についての改善と教育環境の整備等について、引き続き教育機関を指導していく必要がある。</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《法令の立案制定》 「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部改正（法務省告示）」を平成18年4月19日、5月23日、6月28日、7月19日に公布・施行され、日本語教育機関として認定した審査事業に係る日本語教育振興協会の実施結果報告書等を参考として、日本語教育機関9校を告示から削除し、新たに6校を告示した。</p> <p>《予算概算要求》 真に学ぶことを目的とする学生の適正な入国・在留を図るためには、在留資格に係る審査の一層の適正化が有効との評価結果を踏まえ、平成19年度概算要求において、学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の審査を実施するための経費を含む出入国審査経費及び在留資格審査経費を引き続き要求している。</p> <p>なお、次の事業等は、「専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留の実現」及び「研修生、技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留の実現」と同様のものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出入国審査経費及び在留資格審査経費 平成19年度概算要求額 1,962,137千円 (平成18年度予算額 1,901,584千円)</li> </ul> <p>《定員要求》 真に学ぶことを目的とする学生の適正な入国・在留の実現には、在留資格に</p>	

政策の名称	評価の概要	評価結果に基づく措置状況	備考
		<p>係る審査の一層の適正化が有効との評価結果を踏まえ、出入国審査業務の充実・強化を図るため、18人の増員、また、在留資格審査業務の充実・強化を図るため、20人の増員をそれぞれ要求している。</p> <p>《その他》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年11月から留学生及び就学生に係る在留資格認定証明書交付申請等について、真に勉学を目的とし、その意思、能力を有することのほか、経費支弁能力を有しているか否かを重要な審査項目とし、今後も引き続き同様の審査を行って適正化を図っている。</li> <li>卒業前から継続して就職活動を行い、卒業後にも就職活動を行う留学生については、大学からの推薦がある場合には、在留資格「留学」から「短期滞在」への在留資格変更を許可し、最長180日間滞在すること等を可能とし、また、平成18年3月からは、卒業後、就職活動を行い、就職が内定した場合については、採用されることが明記されている文書の提出があれば、就職するまでの在留を認めることとする措置を講じている。</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <p>《法令の立案制定》</p> <p>アイルランド人に対するワーキングホリデー制度の導入（特定告示改正予定・平成19年1月1日施行予定）</p> <p>《その他》</p> <p>今後とも、留学生等の受入れ促進のための諸施策を他の行政分野を担当する機関と協力の上実施していくことに加え、スポーツ、イベント、ワーキング・ホリデー制度等を通じた交流を支援することとしている。</p> <p>他方、留学生の不法残留者が再び増加傾向にあるなどの状況を踏まえ、関係機関との連携を密にしつつ実態調査を積極的に実施するなど、引き続き厳格な審査を実施していくほか、依然として、受け入れた留学生、就学生の在籍状況の把握や指導が適正になされているとは認められない教育機関が散見されており、関係機関と協力の上、留学生、就学生の受入れ及び受入れ後の在籍管理を指導していくこととしている。</p>	
好ましくない外国人の排除	<p>平成17年度は、全国の主要な繁華街を中心とした集中摘発の実施、不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施及び偽変造文書鑑識体制の充実等に伴う一層厳格な出入国審査の実施など、総合的な不法就労等外国人対策を行った。</p> <p>この結果、平成18年1月1日現在の本邦における不法残留者数は193,745人と前年同期に比べ13,554人(6.5%)減少し、10年前の平成9年5月1日現在と比べ89,241人(31.5%)の減少となるなど引き続き減少傾向を維持していることから、有効的な不法滞在者対策を実施することができたものと考えられる。</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>《法令の立案制定》</p> <p>「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が平成18年5月24日に公布され、平成16年12月10日に決定した「テロの未然防止に関する行動計画」を踏まえ、出入国の公正な管理を図り、ひいては国民の生命と安全を守るため、上陸審査時に外国人(特別永住者等を除く。)に指紋等の個人識別情報の提供を義務付け(公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行)、テロリストの入国等の規制を適切に行うための退去強制事由の整備等を行い(平成18年6月13日施行)、本邦に入る</p>	

政策の名称	評価の概要	評価結果に基づく措置状況	備考
		<p>船舶等の長に乗員・乗客に関する事項の事前報告を義務付けるための規定を整備（公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）した。これらの規定は、テロの未然防止を主たる目的とするものであるが、同時に、政府として取り組んでいる不法滞在対策及び外国人犯罪対策にも資するものである。</p> <p>また、退去強制の迅速・円滑化を図り、ひいては不法滞在者等の摘発を強化するため、自費出国の許可を受けた者については、本国送還の原則を緩和して本国以外の受入れ国への送還を可能とすることとした（平成18年11月24日施行）</p> <p>《予算概算要求》</p> <p>好ましくない外国人の排除には、不法滞在事犯の取締り（摘発・収容・送還）の強化、偽変造文書鑑識機器の有効活用等が有効との評価結果を踏まえ、平成19年度概算要求において、不法滞在対策の推進を図るため、退去強制手続に係る経費、不法就労外国人対策キャンペーンに係る経費及び偽変造文書鑑識機器に係る経費を要求している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法滞在対策の推進を図るための経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度概算要求額 3,856,039千円</li> <li>（平成18年度予算額 3,454,559千円）</li> </ul> </li> </ul> <p>《機構・定員要求》</p> <p>好ましくない外国人の排除には、不法滞在事犯の取締り（摘発・収容・送還）の強化に必要な要員の確保・充実が有効との評価結果を踏まえ、退去強制手続業務の充実・強化を図るため89人の増員並びに摘発型出張所として東京入国管理局東部出張所（仮称）の新設及び立川出張所統括入国警備官の増設を要求している。</p> <p>《その他》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年4月1日、不法滞在対策の強化に伴い、首都圏において摘発された外国人の処遇・送還体制の整備が必要となったことから、東京入国管理局成田空港支局に企画管理・執行部門及び処遇部門を新設し、適切な処遇と円滑な送還を行うこととした。</li> <li>・平成17年度と同様に、平成18年6月1日から同30日までの1か月間を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」を定め、関係省庁、地方自治体、関係団体に対して、外国人の不法就労防止に向けた協力等を依頼し、また街頭での広報活動等の啓発活動を行った。</li> </ul> <p>また、平成14年以降、6月は内閣官房副長官補室において「外国人労働者問題啓発月間」に設定されており、警察庁、厚生労働省及び法務省の担当課長で構成する「不法就労外国人対策等協議会」では、経済4団体に対し、傘下の事業主に対する適正な外国人の雇用に関する指導と啓発を行うよう要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国において空港内のトランジットエリア（直行通過区域）を悪用し、米国等第三国への不法入国を試みる者及び第三国への不法入国を試みる者を</li> </ul>	

政策の名称	評価の概要	評価結果に基づく措置状況	備考
		<p>幫助する者が後を絶たず、これらの者に対する厳格な取扱いを行うことから、同エリアにおけるパトロールを強化し、偽変造文書行使事案等の悪質な事案の発見・防止を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京入国管理局成田空港支局，名古屋入国管理局中部空港支局，大阪入国管理局関西空港支局に設置された偽変造文書対策室を拠点として，全国の空・海港で出入国審査において行使された旅券等の文書鑑識のほか，入国審査官，入国警備官に対する文書鑑識講習等を実施するなど，職員の鑑識能力の向上を図っている。</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不法残留者数は依然として高水準にあり，これら不法に滞在する外国人による犯罪が多発傾向にあることから，平成17年度に引き続き，入管法違反外国人の集中摘発を今後も実施する予定である。</li> <li>入管，警察，海上保安庁，税関等関係省庁及びその他地方機関が情報交換を行い，協力体制を一層緊密にして入管法違反事犯へ適切に対処するため，平成18年度においても引き続き「入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会」を開催する予定である。</li> <li>入国審査時における偽変造文書の発見に努めるべく体制を強化し，不法に入国を企図する者を水際で排除していく。</li> <li>摘発体制を強化し，より多くの不法滞在者を摘発するためには，適正・円滑な収容・送還業務が実施できる体制を整備することが必要であったところ，平成14年度の東京入国管理局新庁舎の完成以降，平成17年度までに全国で計540人の収容定員増を図った。 また，平成18年度には成田空港支局，その後，大阪入国管理局の庁舎新営を図ることとしており，必要な施設整備を積極的に行っていく。</li> </ul>	
<p>国の利害に係る訴訟の進行</p>	<p>本案訴訟で平成17年度中に地方裁判所で言渡しのあった第1審判決のうち，訟務組織が訴状の送達等を受け，又は提訴してから判決言渡しまでの期間が2年以内のもの率は83.5%であり，平成16年度に比し5.5ポイント上昇した。</p> <p>これは，上記目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因が存することから，訟務組織の講じた施策が直ちに反映された結果であるとは即断し難いが，平成16年度以降継続して講じた施策である準備書面作成支援システムの充実等による事務の効率化，各種会議等における担当職員への周知徹底，平成15年度に講じた施策である所管行政庁等に対する裁判の迅速化に関する法律及び改正民事訴訟法の留意点をまとめた冊子の配布による裁判の迅速な訴訟対応への協力要請，平成16年度に講じた施策である所管行政庁等に対する改正行政事件訴訟法に関する対応をまとめた冊子の配布や説明会の開催等の</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 裁判所に提出する準備書面の作成をより迅速かつ効率的に行うための準備書面作成支援システムの充実等が，基本目標の達成に有効であり，引き続き，物的資源の充実強化等の体制整備のための各種施策を実施する必要があるとの評価結果を踏まえ，引き続き同システムの充実を推進することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>準備書面作成支援システム経費 平成19年度概算要求額 169,751千円 (平成18年度予算額 163,827千円)</li> </ul> <p>裁判の迅速化に対応するための方策等についての各種会議等における訟務事務担当職員への周知徹底等により，審理計画に基づく訴訟進行の進行管理と期限の遵守の徹底を図ったことが，基本目標の達成に有効であり，引き続き，訟務事務担当職員の育成と人的資源の充実強化等の体制整備のための各種施策を</p>	

政策の名称	評価の概要	評価結果に基づく措置状況	備考
	<p>成果もポイント上昇に寄与しているものと思われる。そして、指標の目標値には到達してはいないものの、裁判の迅速化を示す達成率は過去2年間で年平均約6%ずつ向上している上、平成17年度における達成率が83.5%であり、目標達成まで残り3年間であることを考慮すると、上記施策は達成目標の実現に向けて順調に推移しており、基本目標の達成にも有効であると認められる。</p>	<p>実施する必要があるとの評価結果を踏まえ、訟務事務担当職員育成のための施策を引き続き推進することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訟務実務訓練実施経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度概算要求額 9,737千円</li> <li>(平成18年度予算額 9,864千円)</li> </ul> </li> </ul> <p>《定員要求》</p> <p>司法制度改革の実践段階における国の訴訟追行体制強化のため、訟務組織として、人的資源の充実強化等の体制整備のための施策を引き続き行うことが必要であるとの評価結果を踏まえ、平成19年度の定員要求において、6人の増員を要求することとした。</p> <p>【今後の予定】</p> <p>法務局・地方法務局の従事職員に対し、裁判の迅速化に関する法律や平成16年4月1日に施行された改正民事訴訟法、平成17年4月1日から施行された改正行政事件訴訟法への対応等について、会議等の機会あるごとに説明を行っている。</p> <p>また、行政庁に対しても、各種会議や具体的な訴訟追行の際に裁判の迅速化への協力を引き続き求めていく。</p>	
<p>広報活動の推進</p>	<p>法務省ホームページで提供している情報を多くの国民等が閲覧した結果、アクセス件数が対前年度増となった。インターネット環境が今後一層整備・進展していくことが予想されることから、アクセス件数の増加も見込まれるところであり、ホームページ改訂費用も比較的少額であることを考えると、将来的にも有効かつ効率的な広報手段であると認められる。</p> <p>また、法務省への見学者数も対前年度増となり、法務省見学者に対するアンケート調査の結果においても、見学前は法務省の所管業務について、「何をしているのか分からなかった」が、見学後は「よく理解できた」、「法務省の仕事に興味を持った」等の好意的な意見が多数寄せられており、国民に対する直接的広報活動は非常に有効な手段であると認められる。</p> <p>さらに、法務省広報誌(「法務省だより・あかれんが」)の発刊以来、写真やイラストを多用し、かつ、平易な文章で法務行政を説明することに努めたことにより、国民から読みやすい等好意的な評価を得ることができ、その結果、国民への配布部数が対前年度増となった。なお、本広報誌は、本広報誌を紙媒体での配布に留まらず、ホームページにも掲載して、インターネットを利用する国民等への提供機会も整えているところであり、直接本広報誌を入手できない国民に対しても配布部数の制限がなく提供することができるので、非常に効率的な広報手</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>《予算概算要求》</p> <p>法務省の施策に対する理解を深めることについての有効性が認められたという評価結果を踏まえ、法務省の広報活動を拡充することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動の推進に必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度概算要求額 94,441千円</li> <li>(平成18年度予算額 17,571千円)</li> </ul> </li> </ul>	

政策の名称	評価の概要	評価結果に基づく措置状況	備考
	<p>段であると考える。</p> <p>このように、基本目標である「法務省に関心を持つ国民が増加する」を実現するために、本施策は有効性・効率性が認められる。</p>		
<p>行政手続のオンライン化の推進</p>	<p>平成17年度における目標値12手続（整理後手続数）に対して、同年度中にオンライン化を終了した手続数は11手続であり、残りの1手続についても、平成18年5月30日にオンライン化を実施した。</p> <p>この結果、平成17年度中にオンライン化を完了した手続は、目標値の91.6%に留まったが、上記のとおり平成18年度当初には、平成17年度において目標としていた手続全てのオンライン化を完了し、法務省が扱う270以上の手続について、インターネットを利用した申請・届出等が可能となり、窓口まで出向く必要がないなど、国民の負担軽減が図られ、利便性が向上することが期待できることなどを考慮すると、本件施策は有効であったと認められる。</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>特になし</p>	
<p>女性職員の採用・登用拡大の推進</p>	<p>採用者に占める女性の割合に関しては、平成17年度に採用の拡大のために講じた施策について、施策対象者の一部（業務説明会参加者、官庁訪問者）に無記名でアンケートを実施したが、いずれの施策も「とても深まった」「ある程度は深まった」の回答の割合は合わせて90%を超えており、各施策の効果が十分に生じていると評価できる。</p> <p>各役職段階（各俸給表の1～3級を除く。）における女性の割合に関しても、平成17年度に登用の拡大のために講じた施策について、平成16年度までの結果と比較したところ、平成16年度までは未達成であった目標のうちのひとつが、平成17年度においては達成されたことから、一定の効果はあったものと評価できる。</p> <p>勤務環境の整備等の実施状況に関しても、職業生活と家庭生活の両立を図り、勤務しやすい環境づくりに貢献した。それとともに、平成16年12月に策定したスマイル子育て応援プランの利用促進を図り、女性職員の活躍の場を拡大することで、採用・登用に係る目標値等の達成にも貢献していると評価できる。</p> <p>以上の結果、各種取り組みが一定の成果を上げているので、本施策は女性職員の採用・登用の拡大の推進について、おおむね有効であったと評価できる。</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度までの女性職員の採用・登用拡大計画を踏まえ、法務省及び公安調査庁それぞれにおいて、新たな女性職員の採用・登用拡大計画を策定した。前計画で達成できなかった目標があったことから、法務省においては新たに数値目標を設定するとともに、実効性のある具体的な取組を明記し、さらに、目標達成に向けた計画の見直しを実行できるような内容とした。他方、公安調査庁においては、前計画の目標の達成状況を踏まえ、より高い数値目標を設定した計画を策定した。</li> <li>また、これら計画の策定について多くの職員に周知するよう努め、法務省LANへの掲示、部内誌における広報、各種会同・研修等の機会における説明等を実施した。</li> <li>平成18年4月から、法務省採用希望者向けに開催された業務説明会において、女性の担当職員を積極的に派遣し、また、法務省における採用の特徴として、女性を積極的に採用することを挙げ、女性に対する積極的な募集活動を行った。</li> <li>平成18年8月、行動計画（スマイル子育て応援プラン）に基づき、本省庁において、本省内の見学、業務説明、職場案内等の職場見学会を2日間実施し、27家族（86名）が参加した。</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <p>法務省、公安調査庁とともに、新たな女性職員の採用・登用拡大計画に基づき、取組を進めていく予定である。具体的には、募集活動及び採用活動における女性職員の活用及び女性職員の採用目標の達成に向けた施策の展開、登用条件と</p>	

政策の名称	評価の概要	評価結果に基づく措置状況	備考
		<p>なっている研修における女性受講者の拡大のための働きかけ及びメンター制度の導入についての検討を行うことを予定している。</p> <p>また、従来から行っている、女性の種採用志望者を対象とした「女性のための説明会」の開催や、女性職員の採用・登用拡大のための各官署等における具体的取組を紹介する部内誌の連載企画、勤務環境の整備に向けた行動計画（スマイル子育て応援プラン）に基づく情報提供の充実等の施策も引き続き実施する予定である。</p>	
<p>外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力</p>	<p>平成17年度においては、JICAを通じてタイ王国への専門家派遣を実施しており、達成率は100パーセントである。</p> <p>平成17年度における派遣専門家の助言・指導が施設整備に具体的に採り入れられたものとしては、すでに基本・実施設計を終えている少年観察保護センターや刑務所（チェンマイ、サムイ）等の施工段階における助言・指導及び法務省行政合同庁舎等の実施設計に対する助言・指導等が挙げられる。矯正施設の建築に熟練した専門家を同国に派遣して同国法務省に常駐させ、適時、適切に助言・指導を行ったことにより、その助言・指導の内容が同省内部に深く理解され、同国の矯正施設に具体的に採り入れられるだけでなく、同省の矯正施設整備・運営に係る諸施策に反映されつつある。</p> <p>タイ王国法務省からは、我が国の派遣専門家が同国矯正施設の改善に多大な貢献をしているとの高い評価を受け、平成18年度も引き続き、同国及び外務省から専門家派遣の強い要請がなされている上、継続的な専門家派遣による成果の総まとめとも言えるべき刑務所等の標準設計図の策定作業は未だ完了してはならず、これに併せて、矯正施設に必要な設備システムを確立する必要もあることから、平成18年度以降も引き続き、専門家派遣を実施する必要がある。</p> <p>このように、活動内容が相手国に高く評価され、施設整備のノウハウ等が理解されるとともに、施設整備の推進及び矯正施設の改善に活かされつつあることにかんがみると、本施策は有効であったと評価できる。</p>	<p>【今後の予定】</p> <p>現在、前年に引き続きタイ王国に専門家を派遣している。</p> <p>平成17年度同様、(財)国際協力高等教育機構が開催するプロジェクトサイクルマネジメント（PCM）研修に職員を参加させ、業務開始援助プロジェクトの「計画」、「実施」、「評価」という一連のサイクルに対する運営監理手法を習得させ、国際協力に対する業務能力の向上を図るなど、将来の派遣要請に対応できるよう人材育成に努めている。</p>	
<p>国際連合に協力して行う研修、研究及び調査の推進</p>	<p>研修の実施件数及び研修の参加人員については、目標値を上回る実績を上げており、本事業においては、アジア・太平洋諸国等の支援対象国からのニーズに応えた国際研修を各国の立法担当者、研修担当者を中心とする研修員に対して実施し、研修員の能力を強化するとともに、これら諸国の刑事司法に携わる者の知識や経験等の拡充に貢献し</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>《予算概算要求》</p> <p>東南アジア共同体構想、東アジアEPA構想及び国連腐敗対策条約等を踏まえ、東南アジア諸国を対象として、法の支配、良い統治の確立に向けて、刑事司法分野の人材育成、能力強化、法制度の整備等に関する支援活動を行う必要</p>	

政策の名称	評価の概要	評価結果に基づく措置状況	備考
	<p>たと認められる。</p> <p>国際会議の開催については、一部目標値を達成できなかったが、会議に参加した各国の専門家の間では、非常に活発な議論が展開されており、参加人員の比較からは計ることのできない高い充実度（＝達成度）を得ることができており、会議の開催目標である刑事司法運営のより効果的な方策の探求に貢献したものと評価することができる。</p> <p>国際会議の参加については、平成17年度5月に開催された「第14回国連犯罪防止刑事司法委員会」に参加し、発表、発言を通して国連の犯罪防止施策の強化に協力・貢献することができた。</p> <p>以上を総合的に勘案すると、本施策は、有効であったと認められる。</p>	<p>があり、同地域における刑事司法制度等支援研修を実施するための予算を要求することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東南アジア地域諸国におけるグッドガバナンスのための刑事司法制度等支援研修 平成19年度概算要求額 10,004千円（新規）</li> </ul> <p>フィリピン司法省保護局は、ボランティア保護司制度活性化事業を全国的施策とする方針を定め、様々な取り組みを行ってきたが、地域の特性に応じた施策遂行のための仕組みが未だ確立されていない上、保護司の相互扶助体制並びに保護観察官と保護司の協働体制の未成熟から、新規保護司の早期離脱問題が生じている。そこで、同局は、約5万人の民間ボランティアとしての保護司を擁し、かつ、半世紀以上の更生保護行政の歴史を持つ日本に対して支援を要請してきており、本研修開催のための予算を要求することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィリピン保護司制度活性化研修 平成19年度概算要求額 2,706千円（新規）</li> </ul> <p>当研修所では、アジア・太平洋諸国等の支援対象国からのニーズに応えた国際研修・セミナーを実施しており、これら諸国の刑事司法に携わる者の、知識や経験等の拡充に貢献したという評価結果を踏まえ、平成19年度においても国際研修、汚職防止刑事司法支援研修及び中国刑事司法高官特別研修を引き続き実施することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際研修・特別研修 平成19年度概算要求 32,188千円 （平成18年度予算額 35,931千円）</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <p>新規要求に加え、基本目標の達成のため、犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーの実施、国際的な刑事司法の現状や実態の分析により、刑事司法運営のより効果的な方策を探索するための国際会議の開催、国連の犯罪防止施策の強化に協力するための国際会議への参加などの事業を引き続き推進する。</p>	
<p>法制の維持及び整備に関する国際協力の推進</p>	<p>開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対する国際研修の実施について、達成目標の一つである研修への参加人員が前年度を下回ったものの、研修に参加した各国の研修員の間では、非常に活発な議論が展開されており、参加人員の比較からは計ることのできない高い充実度（＝達成度）を得ることができ、ベトナム、ラオス等の支援対象国からの個々のニーズにこたえた国際研修を実施し、各国の法制の維持・整備に従事する者の知識や経験等の涵養に貢献したものと認められる。</p> <p>また、諸外国の法制等の調査研究の実施については、当初の計画ど</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>《予算概算要求》</p> <p>諸外国の法制等の調査研究の実施については、国際研修を含む今後の法整備支援の計画立案等に必要情報が得られたという評価結果を踏まえ、カンボジアにおいては、今後、新民法、新民事訴訟法を適切に解釈運用して裁判業務を運営・管理できる人材を育成することが急務であり、同国からもこれらの法曹養成の支援を強く要請されているため、同国の司法関法機関等との間において、民商事法の基本原理やその運用、普及方法、同国の法曹養成制度の在り方などについて協議・研究するための経費を平成19年度概算要求において要求した。</p>	



政策の名称	評価の概要	評価結果に基づく措置状況	備考
	<p>おり支援対象国の法制度及びその運用の実態等について調査・研究を実施し、国際研修を含む今後の法整備支援の計画立案等に必要な情報が得られた。</p> <p>法整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議の開催については、国際会議への参加人員が前年度を下回ったものの、国際専門家会議では、国内の法整備支援関係機関が行う支援の現状と問題点についての意見・情報の交換がなされ、法整備支援関係機関の協調の必要性を再確認するなど、今後の法整備支援の在り方について活発な議論が交わされ、参加人員の比較からは計ることのできない高い充実度（＝達成度）を得ることができた。</p> <p>以上を総合的に勘案すると、本施策は有効であったと認められる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カンボジア司法支援研究経費 平成19年度概算要求額 4,213千円（新規）</li> </ul> <p>諸外国の法制等の調査研究の実施については、国際研修を含む今後の法整備支援の計画立案等に必要な情報が得られたという評価結果を踏まえ、開発途上国に対する法整備支援活動においては、今後、我が国のODAの重点地域である東アジア地域の民商事法制の現在の整備状況及び立法動向等を踏まえた在り方を検討する必要があることから、同地域の各種民商事法制度の調査・研究委託経費を平成19年度概算要求において要求した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア・太平洋地域各種民商事法制度比較研究の調査委託経費 平成19年度概算要求額 3,780千円（新規）</li> </ul> <p>いずれの達成目標についても目標を達成できたという評価結果を踏まえ、国際研修、諸外国の法制等の調査研究、国際専門家会議について引き続き推進することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際研修・国際会議等経費 平成19年度概算要求額 30,731千円 （平成18年度予算額 32,713千円）</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <p>引き続き基本目標達成のため、開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対する国際研修の実施、諸外国の法制等の調査研究の実施及び法整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議の開催などを予定している。</p>	

### 3 総合評価方式を使用する政策

政策の名称	評価の概要	評価結果に基づく措置状況	備考
オウム真理教対策	<p>オウム真理教（以下「教団という。」）教団に対する動向調査、観察処分に基づく立入検査及び教団からの報告徴取を実施したことにより、教団が将来再び無差別大量殺人行為に及び危険性があることを明らかにすることができた。</p> <p>公安調査官による立入検査及び教団からの報告徴取が不可能となった場合には、両サリン事件の際と同様に、閉鎖社会の中で秘密裏に無差別大量殺人行為に結び付く危険な要素を増大させるおそれが大きく、教団の危険な要素の増大を適時・的確に把握して、活動制限を伴う再発防止処分を請求することが困難になることも懸念され、教団の危険性の増大を防ぐ上で観察処分は不可欠な措置である。また、観察処分に基づく立入検査は、公安調査官自らが教団の内部を直接検分できることから、教団の実態把握と教団から徴した報告の真偽を確認する手段として、時間的・労力的に効率的・有効的な措置である。</p> <p>また、地方公共団体への調査結果提供書の記載内容について、提供範囲の拡大を図ったところ、提供先の地方公共団体から「施設内部の状況だけでなく教団の活動実態が判り、地域住民の不安解消に役立った」などとして一定の評価を得ていることを勘案すると、地方公共団体が必要とする情報を適切に提供できたと考えられる。</p> <p>このように、本施策については、必要性、効率性、有効性等が認められる。</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>教団が将来再び無差別大量殺人行為に及び危険性を有する状況において、教団の活動を明らかにする、教団が有している危険性を把握し、その増大を防止する、国民の不安感を解消するという点などから、観察処分の実施を通じたオウム真理教の活動状況に関する調査については、必要性、効率性、有効性等が認められるという評価結果を踏まえ、観察処分の実施を中心とした教団に対する調査体制を拡充することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オウム真理教調査の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度概算要求額 85,713千円</li> <li>（平成18年度予算額 70,830千円）</li> </ul> </li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <p>教団が将来再び無差別大量殺人行為に及び危険性を有しており、また、関係地方公共団体の長からは、教団の活動状況等に関する継続的な調査結果の提供を求められていることから、引き続き、教団に対する調査及び観察処分の厳正な実施に全力で取り組むとともに、関係地方公共団体の長からの調査結果等の提供請求に対して、迅速・的確に対応していく。</p>	